

鈴鹿市公平委員会訓令第 1 号

庁 中 一 般

鈴鹿市公平委員会訓令の読点の表記を改める訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

鈴鹿市公平委員会

委員長 長谷部 拓哉

鈴鹿市公平委員会訓令の読点の表記を改める訓令

この訓令の施行の際現に令達されている鈴鹿市公平委員会訓令において読点として
表記する「，」を「、」に改める。

附 則

この訓令は，令達の日から施行する。